

# 入札説明書

【電子入札システム対象案件  
／総合評価落札方式】

業務名称：【再公告】ウクライナ国「緊急復旧・復興プロジェクト」向け機材（エネルギー分野）

調達管理番号：23a00510

- 第1 入札手続
  - 第2 業務仕様書（案）
  - 第3 技術提案書の作成要領
  - 第4 経費に係る留意点
  - 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2023年8月2日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1 入札手続

### 1. 公告

公告日 2023年8月2日  
調達管理番号 23a00510

### 2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：【再公告】ウクライナ国「緊急復旧・復興プロジェクト」向け機材  
(エネルギー分野)
- (2) 選定方式：一般競争入札（総合評価落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 業務仕様書（案）」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定）：2023年9月下旬から2026年3月下旬（30カ月）
- (5) 機材引渡期限：契約締結後15.5カ月以内

### 4. 手続全般にかかる事項

#### (1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課  
【電話】080-7107-9242  
上記電話番号でつながらない場合には03-5226-6609へお  
かけください。  
【メールアドレス】e\_sanka@jica.go.jp  
※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン  
(jica.go.jp)またはメールアドレスを受信できるように設定してくだ  
さい。  
メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合  
せください。

#### (2) 書類等の提出方法

##### 1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受は電子入札システムで行います。ただし、一部書類についてはメールでの提出となります。

詳細は別紙「入札手続・締切日時一覧表」をご覧ください。

##### 2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

##### 3) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、下見積書、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。<sup>1</sup>

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。  
具体的には、以下のとおり取扱います。
  - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
  - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
  - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

### (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格  
令和04・05・06年度全省庁統一資格で「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有すること。（等級は問わない）
- 2) 日本国登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

<sup>1</sup> 競争参加資格確認申請書、下見積書は認証済のICカードより電子入札システムを介して提出されるため、押印を省略する旨のご連絡は不要です。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めません。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、電子入札システムより以下の1)を提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類：

a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）

b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

c) 下見積書（「7. 下見積書」参照）

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は電子入札システムで確認することができます。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 担当部署等（1）書類等の提出先」にお問い合わせください。

## 6. その他関連情報

(1) 業務内容説明会の開催

1) 日時：別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

2) 場所：Microsoft Teams を用いて遠隔で実施します。

3) その他：

a) 参加希望者は別紙「手続・締切日時一覧」の申請締切日時までに電子メールにて、社名、参加希望者の氏名、Microsoft Teams 接続用のメールアドレス（2アドレスまで）を連絡願います。

b) 業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。

## 7. 下見積書

本競争への参加希望者は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に、下見積書をPDF等に変換の上、添付ファイルとして提出ください。下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

(1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

(2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。

(3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

## 8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしておりますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。  
<https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2023.html>
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、入札書受付締切日時までに、電子入札システムの「辞退届」提出ボタンから辞退届を提出してください。
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

## 10. 技術提案書・入札書

### (1) 提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

- 1) 技術提案書は GIGAPOD（大容量ファイル送受信システム）経由で提出するため、別紙「手続・締切日時一覧」の依頼期限までに提出用フォルダ作成を「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」にメールで依頼ください。そのうえで技術提案書は GIGAPOD の専用フォルダにパスワードを付せず格納してください。技術提案書 PDF ファイルのアップロード完了後、格納が完了した旨を4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先までメールでご連絡ください。
- 2) 入札書は、入札書受付締切日時までに電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。なお、総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」（3桁の半角数字）を必ず入力してください。また、入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

### (2) その他

- 1) 一旦提出された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。

- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 4) 入札保証金は免除します。

### (3) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、第1入札手続き4.(2)3)を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

## 1 1. 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、評価結果の合否をメールで通知します。通知期限までに結果が通知されない場合は、上記「4.(1)書類等の提出先」までメールでお問い合わせ下さい。

## 1 2. 入札執行(入札会)の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」を適用し、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

(1) 入札開始日時：2023年9月14日(木)16時00分

(2) 再入札の実施

再入札の場合は、電子入札システムにより再入札の指示をしますので、「14. 入札方法等」をご覧ください。

## 1 3. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)には入札者を失格とします(入札者側のPCのトラブルによる場合も含む)。

## 1 4. 入札方法等

(1) 電子入札システムで入札を行います。

(2) 入札会の手順

1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

2) 再入札及び不落随意契約交渉

a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札

通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

- b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。
- c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

- (4) 予定価格の範囲内で総合点（技術点と価格点の合計）が同点となった者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

## 15. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

## 16. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により電子入札システム上で落札者を決定します。

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第3 技術提案書の作成要領」の別紙5評価表の評価項目及び入札価格です。

(2) 評価配点

評価は300点満点とし、  
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ  
技術点200点  
価格点100点  
とします。

(3) 評価方法

1) 技術評価

「第3 技術提案書の作成要領」の別紙5評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入します）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	90%未満 80%以上
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	80%未満 70%以上
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	70%未満 50%以上
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%未満

なお、技術評価点が50%、つまり200点満点中100点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

また、WLB等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、「第3 技術提案書の作成要領 2. 技術提案書作成にあたっての留意事項（2）」をご参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点 = (予定価格 - 入札価格) / 予定価格 × (100点)

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

## (4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。

## (5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合



## 17. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

## 18. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 19. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本

件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複製または他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4) 技術提案書の評価結果が不合格であった者の事前提出済み入札書の電子データは電子入札システム上で開札せず、無効として処理します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。

## 第2 業務仕様書（案）

本業務仕様書(案)に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Iとして添付される業務仕様書からは削除されます。

この業務仕様書(案)は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト向け機材（エネルギー分野）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書(案)に基づき本件業務を実施します。

### 1. 業務の背景

2022年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナへの侵略は長期化し、同年10月以降はウクライナ国内の電力・エネルギー関連施設や民間の施設を狙ったミサイル攻撃や砲撃等が続いている。2023年5月時点で停戦の目途はついておらず、戦闘が継続すれば、被害がさらに増大し支援ニーズも拡大している。

市民生活への影響は甚大であり、シェルターへの避難や計画停電を余儀なくされるなど、本格的な冬が到来した中で人々の生活は益々厳しい状況となっている。戦闘が継続し、停戦時期が見通せない中ではあるが、国内外に避難した人々の帰還を進め、社会・経済活動を継続する上でも、戦禍により大きな被害を受けた生活基盤の復旧を可能な範囲で早急に進める必要がある。また、ロシア軍の攻撃により破壊された建物・施設・道路等から発生した大量の瓦礫がインフラ復旧・復興の障害とならぬよう、早期に除去・処理を進める必要がある。

かかる背景を踏まえて、ウクライナ政府はインフラ復旧・復興に関する開発調査型技術協力「緊急復旧・復興プロジェクト」を我が国に要請し、JICAは同プロジェクトの投入の一部として、破壊されたインフラ等の復旧に資する機材の供与を行うこととした。

### 2. 業務の目的

ロシア侵攻により、エネルギーインフラが破壊されているウクライナに対して基幹システムのエネルギー関連資機材の調達、据付指導、資機材の据付・維持管理に係るオンラインでの対応、アフターセールサービス等の役務業務を行うもの。

### 3. 業務期間

- (1) 機材引渡期限：契約締結後 15.5 カ月以内
- (2) 履行期間（保証期間終了まで）：2023年9月下旬から 2026年3月下旬  
(30 カ月)

### 4. 業務の内容

- (1) エネルギー関連資機材の調達

別紙1 機材仕様明細書に則り対象機材を調達する。取引条件はFOB 出荷港とし、受注者は別紙2 及び3 のとおり輸出梱包、輸出通関等を行う。該当機材を本船へ船積み後、仕向け先までの輸送は発注者が別途手配する輸送会社にて行う。

## (2) 資機材の据付指導

機材番号:1 単巻変圧器 750kVA の据付指導を製品出荷国等にて据付指導、及びウクライナ国内での据付に係る遠隔での指導を別紙4の技師派遣条件書のとおり行う。また、製品出荷国等で実施する据付指導の際のウクライナ人技術者の航空券、宿泊、国内移動等の手配を行う。

## (3) 資機材の据付・維持管理に係る対応

据付や維持管理状況を踏まえて機材供与後1年間の保証期間中の維持管理指導及び不具合が生じた場合は不具合原因の特定及び不具合解消に向けた支援を行う。なお、現地渡航は現状不可のため、遠隔での対応とする。なお、下記1)に係る維持管理指導に係る人月のみ計上し、不具合が生じたときの対応費用については機材費に含めること。

具体的な業務内容は以下の通り。

### 1) オンラインでの対象機材の維持管理指導等

ウクライナ国内で対象機材の維持管理を実施するために必要となる作業工程と内容を指導する。変圧器本体並びに補機の日常的な巡視、定期点検の業務内容を指導する。また、定期点検において不具合が発見された場合や、運用において故障が発生した場合に必要な対処方法、パーツ等の交換作業についても指導する。なお、右点検作業において測定器等の操作が必要となる場合には、同測定器の操作方法についても指導する。

### 2) 保証期間内の不具合発生時の不具合原因の特定と不具合解消に向けた支援

保証期間中に不具合が生じた場合、不具合原因を特定し対応方法について指導をする。資機材に欠陥が発見され尚且つユーザー側の責任により発生した欠陥でないことが認められた場合、不具合解消に必要なパーツを供与する。(1)の機材供与の範囲で供与するスペアパーツで対応ができる場合はこの限りではない。

## 5. 成果物・業務提出物等

(1) 据付指導業務中間報告書：別紙4 技師派遣条件書のとおり、ウクライナ国内で対象機材を据付するために必要となる作業工程と内容及び製品出荷国にて指導した内容を指導実施後1か月以内に電子データにて発注者へ提出する。

(2) 据付指導業務完了報告書：別紙4 技師派遣条件書のとおりウクライナ国内での据付に係る遠隔での指導内容を指導実施後1か月以内に電子データにて発注者へ提出する。

### (3) 維持管理指導業務完了報告書

保証期間中（ウクライナ側への機材引渡しから1年間）の維持管理指導及び不具合解消対応内容を保証期間終了後1か月以内に電子データにて発注者へ提出する。

## 6. 経費支払方法（成果物との関係）

### (1) 資機材、梱包費及び輸出通関費等の輸送費

受注者は出荷国内の船積み渡し時に対面／オンラインで納入前検査を行い、検査合格後、発注者は資機材、梱包費及び輸出通関費等の輸送費を支払う。

### (2) 技師派遣費

技師派遣費用は、受注者が発注者に[据付指導業務中間報告書及び据付指導業務完了](#)

報告書を提出後、発注者の検査合格後に出荷国における据付指導費及びウクライナ国内での据付に係る遠隔での指導費をそれぞれ支払う。技師派遣にかかる航空券、旅費、その他諸経費に係る経費については、契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。

(3) 資機材の据付・維持管理に係る対応に係る経費  
維持管理指導業務完了報告書を提出後、発注者の検査合格後に実費精算で支払う。

別紙 1 : 機材仕様明細書

別紙 2 : 梱包条件書

別紙 3 : 輸送条件書

別紙 4 : 技師派遣条件書

## 梱包条件書

### 1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

- (1) ケース・マーク (黒字)  
(Ukrenergo)



(Ukraine)  
(インボイス番号)  
C/No. (ケース番号/ケース数)

- (2) サイド・マーク (赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

- (3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク (FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等) を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

- (4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

### 2 梱包条件

#### ア 海上輸送・航空輸送の共通事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器 (包装・梱包方法) で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資

機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。

- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

#### イ 海上輸送梱包

- (1) 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては嚴重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
- (2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
  - ①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
  - ②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
  - ③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO. 15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
  - ④熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。
- (3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。
- (7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合には、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

## 輸送条件書

### 1 業務内容

- (1) 仕向港/到達地空港までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L/Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 経由国を通過するための諸手続き
- (9) 上記に付随する業務

### 2 輸送条件

- (1) 船積港 機材出荷国内の国際港（受注者の手配による）
- (2) 仕向港 （発注者の手配による）
- (3) 輸送対象機材  
海上輸送：単巻変圧器 750kVA
- (4) 業務の範囲  
船積港における本船への船積みまで

### 4 輸送書類

- (1) 必要書類と部数  
受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	海上輸送
① 海上輸送：Bill of Lading *	正 3 部、写 3 部
② Invoice **	正 3 部
③ Packing List	正 3 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑥ 原産地証明書	正 1 部、写 1 部
⑦ 輸送日程報告カード（確定）	写 1 部
⑧ 輸出許可通知書	正 1 部、写 1 部

\* B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向港/到達地空港<sup>2</sup>までの一貫した輸送責任を有する運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。

<sup>2</sup> 仕向港/到達地空港から仕向地までの輸送も受注者が行う場合は、この一文を以下のように改める。



\*\* 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

Ukrenergo

(Notify Party)

① Same as consignee

② JICA Ukrain Field Office,

E-mail: Sugimoto.Satoshi@jica.go.jp, Kasai.Katsuya2@jica.go.jp

③ JICA Headquarter

5-25 Nibancho, Chiyodaku, Tokyo

TEL : +81-3-5226-1246

E-mail: Amemiya.Miho@jica.go.jp

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

以上

## 技師派遣条件書

- 1 対象機材：次のとおり。
  - （機材番号:1）単巻変圧器 750kVA
- 2 業務内容：

製品出荷国等における対象機材の据付指導、及びウクライナ国内での据付に係る遠隔での指導等。

※ウクライナへの派遣は現状は不可であるところ、第三国及び遠隔での対応を原則とする。

  - 1) 製品出荷国等における対象機材の据付指導  
ウクライナ国内で対象機材を据付するために必要となる作業工程と内容を指導する。変圧器のメインタンク以外のパーツ（ブッシング、ラジエター等）を組み立て、試験・調整作業を経て完成品として運用に至るまでの作業工程を確認する。
  - 2) ウクライナ国内での据付及び維持管理に係る遠隔での指導  
作業工程としては上記1)と同様であるが、ウクライナ国内での据付時に、実際の作業環境、作業員の安全確保や必要工具等を確認しながら、作業の進捗を確認する。
- 3 技師の資格  
据付指導、梱包担当技師は、当該分野の実務経験があれば、メーカー所属でなくても構わない。
  - 1) 据付指導技師：当該分野の実務経験10年以上
  - 2) 梱包技師（変圧器本体は、輸送のためメインタンク以外のパーツを取り外し、梱包して出荷する事になるため、ウクライナ国内で必要となる機材の開梱を指導）：当該分野の実務経験10年以上
- 4 想定派遣人数、工数：

**3名、合計103人日**

<内訳> 1) 据付指導技師 80日間(ウクライナでの据付におけるオンラインサポート30日程度含む)

2) 梱包技師 20日間

3) 維持管理技師 3日間(オンラインのみ)

## 5 スケジュール（案）

日	業 務 内 容（案）
1	組立指導
2	据付指導
3	動作検証
4	操作・保守指導
5	JICA在外事務所への報告、現地出発

## 6 派遣手続き：

- (1) 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。

ビザ取得：不要

現地受入確認：不要

- (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。

- (3) 受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。記載情報の概要は次のとおり。

- ・派遣技師：氏名、連絡先等
- ・所属先：緊急時連絡先等
- ・派遣日程：旅程、業務スケジュール等
- ・宿泊先：ホテル名、電話番号等
- ・海外旅行保険：付保状況
- ・外務省海外旅行登録（「たびレジ」）：登録状況（英文版は除く）
- ・国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERWeb安全対策研修受講状況
- ・別添資料：パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

## 7 契約に含む費用：

契約には以下の費用を含む。

- ・旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ・人件費
- ・ビザ等入国のために必要な経費
- ・業務に必要な工具の運搬費用
- ・業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ・ウクライナ研修員の、研修実施国までの渡航費、現地交通費、ホテル代、日当
- ・その他必要な経費

## 8 支払：

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。

## 9 安全対策措置等

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、第三国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。
- (3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。
  - 1) 技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。
    - ・ 死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
    - ・ 治療・救援費用 5,000万円（以上）
  - 2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。
  - 3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録「たびレジ」に、技師の渡航情報を登録する。
  - 4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。
  - 5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
  - 6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。
- (5) 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者によって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものと

する。

10 参考情報：

図面

写真

リスト

スケジュール表

その他

以上

### 第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書案」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

#### 1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いても結構です。技術提案書のページ数については、別紙5 評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html))

##### (1) 社としての経験・能力等

###### 1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・（参考：様式1（その1））

b) 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・（参考：様式1（その2））

###### 2) 資格・認証等・・・・・・・・（任意様式）

##### (2) 業務の実施方針等・・・・・・・・（任意様式）

###### 1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

###### 2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制等）

#### 2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

(1) 技術提案書は別紙5の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いいたします。（評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご注意ください。）

(2) WLB等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別紙5「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・能力等（2）資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準（視点）」及び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしている場合には、一律2点を配点します。

#### 3. その他

(1) 技術提案書は可能な限り1つのPDFファイルにまとめて、提出ください。

(2) : ご提案予定の機材の仕様が要求仕様を満たすか第2業務仕様書案 別紙2 : 機材仕様明細書に記載し、ご提出ください

（原則各要求仕様を満たすか記載、その他機材のメーカー名等を記載すべき箇所は自由記述にて記載すること）。 記載例は機材仕様明細書をご参照ください。

別紙5 : 評価表（評価項目一覧表）

## 第4 経費に係る留意点

### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

#### （1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は以下のとおりです。以下の費目を含め第2業務仕様書案及び別紙6積算様式」に沿って入札金額を積算ください。

##### ①機材代金

##### ②技師派遣業務費及び資機材の据付・維持管理に係る対応

業務従事者ごとに日額単価を設定し、想定する人日を乗じ算出ください。

また、報酬単価には管理的経費も含めて積算ください。

技師派遣にかかる航空券、旅費、その他諸経費に係る経費については、契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。

受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は精算報告書ならびに証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

##### ③資機材の据付・維持管理指導に係る対応

維持管理に係る人日のみ計上し、不具合が生じたときの対応費用については機材費に含めること。

##### ④梱包・FOB出荷国内経費

### 2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

#### ①機材代金及び③梱包・FOB出荷国内経費

引渡条件をFOB出荷国の国際港とし、発注者は船積み前の出荷国指定場所にて検査を実施し、該当機材の検査をし、検査結果を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

#### ②技師派遣費及び④資機材の据付・維持管理に係る対応

受注者は業務仕様書案に記載されている成果品の提出をすること。発注者は成果品を検査し、検査結果を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

### 3. その他留意事項

- （1）精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- （2）受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができません。受注者は、このような事態が起きることが想定された時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

## 5 契約書（案）

### 機材調達契約書

1. 件名	ウクライナ国「緊急復旧・復興プロジェクト」向け機材（エネルギー分野）
2. 物品名及び数量	別添内訳明細書のとおり
3. 仕様	別添内訳明細書のとおり
4. 取引条件	FOB 機材製造国国際港
5. 船積港	機材出荷国内の国際港
6. 引渡期限	<u>2024年12月25日（予定）</u>
7. 技師派遣業務	別添技師派遣条件書のとおり
8. 技師派遣期間	<u>20**年 月 日～20**年 月 日</u>
9. 業務完了期限	<u>20**年 月 日</u>
10. 契約金額	金 円

頭書記載の物品（以下「契約物品」という。）の調達及び技師派遣業務の実施について、発注者 独立行政法人国際協力機構と受注者 会社名とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 機材調達契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「内訳明細書」
- (3) 附属書Ⅱ「梱包条件書」
- (4) 附属書Ⅲ「輸送条件書」
- (5) 附属書Ⅳ「技師派遣条件書」

#### （契約業務）

第2条 受注者は、契約物品を頭書に示すところに従い調達し、発注者に引き渡さなければならない。

- 2 契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び梱包の荷印については附属書Ⅰ「内訳明細書」によるものとする。
- 3 契約物品のうち輸出のために必要な検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 受注者は、附属書Ⅱ「梱包条件書」に基づく十分な輸出梱包を施すものとする。  
なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
- 5 受注者は、附属書Ⅲ「輸送条件書」に基づき、契約物品にかかる輸出通関、船積等輸出手続き、輸送手配（荷卸しの手配含む。）を行うものとする。
- 6 受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、梱包明細書等（以下「船積書類」という。）を提出しなければならない。



(引渡方法)

第3条 受注者は、機材調達契約約款第5条の検査に合格した契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定めるところにより仕向(空)港に向けて船積を実行し、発注者が船積書類を受け取ったときをもって引渡しを完了したものとする。

(輸出管理)

第4条 受注者は、契約物品について、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)及びその他の輸出関連法規による許可・承認の取得並びにアメリカ合衆国による再輸出規制による許可の取得を要するか否かを確認し、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項による許可・承認の取得を必要とする物品(以下「該当品」という。)がある場合は、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可・承認取得後まで留保するとともに、当該物品の引渡期限について別途定めることができる。

3 受注者は、該当品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。

4 発注者は、該当品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

5 受注者が第1項に定める報告を怠った結果生じる損害については、受注者が負担する。

(輸入通関)

第5条 仕向国における輸入通関は、荷受人又は発注者が行う。また、受注者の責に帰さない事由により生じる超過保管料は、荷受人又は発注者が負担する。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第6条 自然災害又は暴動、紛争、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20\*\*年 月 日

発注者  
東京都千代田区二番町5-25  
二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理 事 理事名

受注者  
(住所)  
  
(会社名)  
(代表者役職)  
(代表者氏名)

## 機材調達契約約款

### (総則)

- 第1条 受注者は、発注者と受注者で別途締結する機材調達契約書（以下「契約書本体」という。）及び本約款に定めるところに従い、契約書本体頭書に記載する契約物品（以下「契約物品」という。）を調達し、発注者に引渡し、発注者は、受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 契約書本体に技師派遣業務等付随する業務（以下「本付随業務」という。）が規定されている場合、受注者は、契約書本体及び本約款に定めるところに従いこれを完了し、発注者は、受注者に対し、その対価を支払うものとする。
- 3 受注者は、契約書本体及び本約款に定めるもののほか、契約書本体第1条に定める、契約書を構成する各文書に従い調達を行わなければならない。
- 4 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約（契約書本体及び本約款に基づく契約を指し、以下「本契約」という。）に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 5 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本契約の業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 6 受注者は、本契約の業務に関し、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」等の各種ガイドラインを遵守しなければならない。

### (権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

### (再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、本契約の業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項に基づく発注者の承諾を得て本契約の業務を第三者に委託する場合、当該第三者に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせることとし、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても連帯して責任を負う。

(所有権の移転・引渡し及び危険負担)

- 第4条 契約物品の所有権は、第5条に従った検査に合格した時に受注者から発注者に移転し同時に当該契約物品は発注者に引き渡されたものとする。2 発注者への引渡しが完了する前に生じた契約物品についての滅失、損傷その他の損害（以下「滅失等」という）は受注者の負担とする。
- 3 前項の滅失等が発注者及び受注者いずれの責めに帰することができない事由により生じたときは、発注者は、当該契約物品の代金の支払を拒むことができるとともに、本契約を解除することができる。

(検査)

- 第5条 受注者は、発注者への引渡しに先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。
- 2 受注者は、本付随業務の完了に際し、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。
- 3 発注者は、検査を行ったときは、その翌日から起算して10営業日以内に検査結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、第1項及び第2項による検査の結果、契約物品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）があった場合は、発注者は、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知し、受注者は、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。この場合において、検査結果通知の期日については前項の規定を準用する。
- 5 発注者は、検査の一部を第三者に委任することができるものとする。

(契約不適合)

- 第6条 発注者は、引き渡された契約物品に契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合に応じた契約物品の代金減額

を請求することができる。

- 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(契約保証金)

第7条 発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

(支払)

第8条 受注者は、発注者への契約物品の引渡しが完了したときは、発注者に契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」といい、本契約に従って契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額を指すものとする。）の支払を請求書により請求することができる。ただし、本付随業務がある場合は、当該業務が完了するまでは、契約金額から当該業務の対価を差し引いた金額の9割を請求金額の上限とする。

- 2 発注者は、契約書本体頭書の定めにより分割納入する場合であって、受注者から請求書により請求があったときは、その都度既納部分に対する金額を支払うことができる。この場合における支払については前項の規定を準用する。
- 3 受注者は、本付随業務の完了後、第5条第2項の検査に合格したときは、発注者に当該業務に対する対価の支払を請求書により請求することができる。
- 4 発注者は、受注者より適法なる支払請求書を受領した日から30日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の請求書の内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を発注者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(支払遅延利息)

第9条 発注者は、前条に規定する支払期間内に支払をしないときは、天災地変その他発注者の責めに帰すことのできない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、遅延金額に対して履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅

延利息に1円に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。

(期限延長と延滞違約金)

- 第10条 受注者の責めに帰する事由により受注者が契約書本体頭書の引渡期限までに(引渡期限日を含む。)引渡しができない場合であって、一定期間後に引渡しができる見込みがあるときは、発注者は、受注者に延滞違約金の支払いを請求するとともに、引渡期限の延長を認めることができる。
- 2 本付随業務がある場合、受注者の責めに帰する事由により受注者が契約書本体頭書の業務完了期限(業務完了期限日を含む。)までにこれを完了することができない場合であって、一定期間後に完了できる見込みがあるときは、発注者は、受注者に延滞違約金の支払いを請求するとともに、業務完了期限の延長を認めることができる。
- 3 前二項の延滞違約金の額は、契約金額のうち、当該期限までに引渡し又は本付随業務を完了していたら支払うべき金額に対し、遅延日数に応じ、本利率で計算した額とするただし端数計算については前条の規定を準用する。 4 前項の規定にかかわらず、天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由によるときは、発注者は、受注者に延滞違約金を請求しないものとする。
- 5 契約書本体頭書において分割納入とする場合であって、受注者が分割納入毎の引渡期限内に納入できないとき、又は、契約書本体頭書において本付随業務の期限を複数回設定している場合であって、受注者がそれぞれの期限までに当該業務を完了できないときは、前項までの適用を受けるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金等)

第11条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下、本条及び次条において同じ。)が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は、各号のいずれかに該当するごとに、契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指示を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)に違反する行為を行い刑が確定したとき。

ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

- (2) 本契約に関し、受注者又は受注者の意を受けた関係者が本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る)の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6 (公契約関係競売等妨害)独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
  - (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同体の構成員のいずれか)が認めたととき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。
  - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
  - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は第 12 条の 2 に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
  - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 5 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求せず、又は当該債務の一部を免除することができる。ただし、第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を

怠ったものについては、この限りでない。

- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められないとき。
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の金額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約が終了した後も引き続き効力を有するものとする。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、本契約を催告を要せずして解除することができる。

- (1) 第10条による引渡期限延長の場合を除き、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が契約書本体頭書に定められた引渡期限内に契約物品を引き渡すことができないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) 第10条による業務完了期限の延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が、契約書本体頭書に定められた業務完了期限までに本付随業務を完了できないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申し立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号及び第11条第1項において同じ。）が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。  
イ 役員等（受注者個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の契約を締結する代表者をい

う。以下本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところによるものとし、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

(9) 契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき。

(10) 受注者が前条第1項各号の規定の一に該当する行為があったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、発注者に対し、契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条第1項の規定により本契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由に



よって受注者の債務について履行不能となった場合  
2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第14条 発注者は、契約物品が引渡されるまでの間は、第12条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約の業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、発注者は、受注者に対し契約金額の10分の2に相当する違約金を支払う。

（賠償金等）

第16条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき本利率で計算した額の延滞金の支払いを受注者に請求する。なお、端数計算については第9条の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第17条 発注者は、本契約が解除された場合においては、既に納入を受けた契約物品又は発注者が認める期間内に納入を受ける契約物品につき、これを検査し、検査に合格したものについては引渡しを受けるものとし、本契約の業務の出来高部分について、検査を終了したものについては、引渡しを受け

ることができるものとする。

- 2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該契約物品又は出来高部分に相当する契約金額を支払うものとする。

(不正行為等に対する調査・措置)

第18条 受注者が、第11条第1項各号又は第12条第1項各号に該当する疑いがあると認められる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、不正などの行為の有無を判断する。この場合において、発注者が調査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を受けることができる。受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 3 発注者は、第11条第1項各号又は第12条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができる。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができる。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、本契約の業務の実施上知りえた非公開の情報を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

(契約の公表)

第20条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意する。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意する。
  - (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること
  - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりと

する。

- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
- (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合 4  
受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第13章第7節に規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意する。

（合意管轄）

第21条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（準拠法等）

第22条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 本契約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は一切排除されるものとする。

（契約外の事項）

第23条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、書面によりこれを定める。

# 様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 質問書

■技術提案書作成に関する様式

1. 技術提案書表紙
2. 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html) )